

就学支援金

授業料 2,700 円

◎高等学校等就学支援金資格認定申請書

○所得・課税証明書

○市・道民税の納税通知書

市町村民税所得割額の合計 304,200 円未満

○生活保護受給証明書

いずれかの提出

平成 26 年度入学の入学生から就学支援金を申請すると、授業料分 2,700 円を国で支援する制度。申請し 4 月から適用されると、授業料分が支援金として給付され授業料 2,700 円と相殺されるので実質授業料が無料化される制度。入学式前(4 月 1 日保護者事前登校日)に申請書の提出をお願いしている。なお、平成 25 年度の入学生は、旧制度のまま手続きとなっており、申請書なしで授業料 2,700 円が無料となっている。

奨学給付金

給付金として 32,300 円 年額・生活保護受給家庭

59,500 円 年額・非課税世帯

129,700 円 年額

(支給要件) 税所得割の合計 0 円または生活保護受給世帯

教育費負担軽減をはかるため支給される道の制度。就学支援金対象者で、上記支給要件をみたしている場合、奨学給付金受給対象者となる。

平成 26 年度から実施されており、高校生の子供がいる家庭で、たとえば生活保護受給家庭の場合は 32,300 円が支給される。さらに兄弟があり、兄が 23 歳未満で扶養されている世帯で、第 2 子以降の高校生等がいる場合は 129,700 円の支給となる。

兄弟が、弟(中学生以下)の場合では 129,700 円の金額ではなく 59,500 円の支給のままとなる。申請時期は、学校で 7 月から 8 月に申請する。およそ 11 月に給付される。

